

承認第1号

専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年1月30日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中尾昌弘

理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第210号）の施行に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）について所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成30年8月16日付けで専決処分したものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
下記のとおり専決処分する。

記

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について（別紙）

平成30年8月16日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中 尾 昌 弘

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「第15条第1項第4号」を「第15条第1項第
6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例・新旧対照表

新	旧
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第10条に規定する被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第10条に規定する被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>